

豊後高田市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和4年11月1日から令和4年11月30日まで、豊後高田市建設課において、縦覧に供する。

令和4年11月1日

豊後高田市長 佐々木 敏 夫



1 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区域
市道真玉堀切線	豊後高田市黒土1819番1から 豊後高田市長岩屋1747番まで

2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限を開始する期日

令和4年12月1日